

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人大河原町社会福祉協議会事業計画書

I 基本理念

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、町民の皆さまからの会費や募金活動による収入などを基にして、自助・共助・公助における、主に“共助”の部分の維持と発展、つまり地域におけるつながりや助け合い、さまざまなボランティア活動などの“地域福祉”を中心とした活動支援やコーディネートを行う民間の団体(社会福祉法人)です。

本会は、大河原町における社会福祉事業並びにその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、“地域福祉”の推進を図ることを目的として下記のスローガンを掲げて事業を推進します。

『ここに住む人が お互いに支え合い 暮らしやすい地域をめざします』

II 基本方針

地球温暖化と異常気象、各地で群発する地震、そして繰り返す感染症などの厳しい自然環境に向き合いつつ、少子高齢化と人口減少社会の進展、都市化や広域化、また AI や SNS などの情報化、また、これらにともなう不安定な経済動向など、私たちは現代社会の厳しい生活環境に対応していかなければなりません。

このような社会潮流を踏まえ、福祉に関する考え方やニーズも多様化し複雑化しています。身近な地域福祉を俯瞰すれば、家族同士の助け合いはもとより、これまで地域や職場で培われてきた、人と人のつながりや支え合いなどが弱くなり、年齢や世帯構成を問わず、様々な格差の拡大や孤立などが顕在化しています。

そして、高齢者福祉(介護)、障害者福祉、児童福祉・子育て支援など、従来のタテ型の制度やサービスでは対応できない事例が多くなっています。加えて、福祉に関する公的負担が、過去最高を記録している財政赤字(債務)の大きな要因となっていることもあり、現在「地域共生社会の実現」が強く求められます。

地域共生社会とは、懐古(復古)的なものなのか、新しい時代の形なのか、また、福祉に関する諸制度・公共サービスを補完するためなのか・・・は不明ですが、いずれにしても、このような状況の中で、社会福祉協議会はより重要で欠かせない存在であり、その担うべき役割は重くそして広がっているといわれています。

令和7年度において本会では、地域社会の大きな変化を踏まえつつ、高齢化等により継続が難しくなっている地域福祉活動の維持・再生と発展を目指します。そのために、従来から取り組んできた活動・事業を更新しつつ、災害対応も含むボランティアセンター機能の再生・整備、また相談機能の充実などを図るため、地域の皆さんや関係機関との連携・協力体制の強化に加え本会の組織・体制の充実・強化を図ります。

本会は、だれもが孤立せずに、その人らしい生活を安心して送ることができる“地域共生社会”の実現を目指し、これに貢献できる事業展開と組織づくりに努めます。

Ⅲ 令和7年度事業に向けた重要な視点

- (1) 地域における様々なつながりの再生とみまもり体制づくりや活動の支援。高齢者の単身世帯から若年世代まで、孤立と格差の拡大などの実情把握とひきこもり防止対策事業を展開します。
- (2) 町の「ボランティアセンター」の新しい形を模索しながら再生を図る。併せて、災害ボランティアセンターの具体的なしくみと計画づくりを推進します。
- (3) 指定特定相談支援事業所の開設と福祉に関する横断的な相談体制確立に向けた検討や研究を進めます。
- (4) 地域共生社会に関する考え方を分かりやすく広げて行きます。地域福祉の担い手づくりと支援策を展開します。世代や障がいなど、多様な存在を認め、地域で共に生きるための福祉教育を推進します。
- (5) 地域活動支援センターの指定管理やミニデイサービス、生活支援体制整備事業などの受託事業については、事業収支を適正に管理するとともに、確実かつ適切な事業を実施します。

Ⅳ 重点項目

令和7年度も第2期地域福祉活動計画に基づき、本会組織全体で以下の取り組みを重点項目として位置づけ、事業を推進します。

1. 第2期地域福祉活動計画に基づく重点事業

【基本目標1】互いに支え合い・助け合えるまち

気軽に交流・参加・学べる地域の場づくり

- (1) 地域福祉の理解や住民主体の地域福祉活動の推進
- (2) 身近な地域の通いの場の充実
- (3) 福祉教育の充実

【基本目標2】みんながいきいきと地域で活躍できるまち

誰もが地域活動ができる環境整備と地域を支える人づくり

- (1) ボランティア情報の収集と周知・連携
- (2) 多様な担い手の連携・調整機能の強化
- (3) 平常時から災害に備えた取り組みの推進

【基本目標3】課題の解決に向けた活動の創出や仕組みづくりができるまち

困りごとを受け止めながらつながり続ける仕組みづくり

- (1) 相談しやすい体制機能の充実
- (2) 住民同士の助け合いの仕組みづくり
- (3) 情報共有・情報発信の充実

【基本目標4】地域福祉活動を支える基盤が強いまち

組織の基盤強化と体制の充実

- (1)福祉事業・福祉サービスの充実
- (2)経営・財政基盤の強化
- (3)組織整備と人材確保・育成

法人運営事業部門

本会は、公的な性格をもつ民間福祉団体(社会福祉法人)であり、公益性の高い組織にふさわしい法人運営体制を確立します。

1. 社会福祉協議会組織等の機能強化

理事会、評議員会等を開催し、事業計画並びに資金収支予算等を定め、決算や中間監査など本会の業務を計画的に実施し、内部統制の強化に努めます。

- (1) 理事会・委員会の開催(年4回予定)(役員改選)
- (2) 法人運営委員会、地域福祉事業運営委員会の開催
- (3) 定時評議員会・評議員会の開催(年3回予定)(評議員改選)
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催
- (5) 決算監査・中間監査の実施
- (6) 役職員研修会の開催及び参加
- (7) 第2期地域福祉活動計画の推進
- (8) 社会福祉法人等による「地域における公益的な取り組み」の対応
- (9) ソーシャルワーク実習生(社会福祉士受験資格)の受入

*** (9) 令和6年度実績2名、令和7年度予定1名**

《注》令和6年度の実績は、令和7年2月末の数値です。以下同じ

2. 会員会費制の保持

本会の財源の基本は、住民の皆さんから寄せられる会費や、寄附金などの民間財源であり、本会の運営についての理解をいただきながら、民間組織として柔軟かつ活力ある事業を推進するために、全戸会員会費制を保持するとともに、福祉関係団体の会員加入の促進に努めます。

- (1) 会員会費の保持 ・R7 会費収入見込み 6,541千円
 - 一般会費(一世帯) 500円
 - 賛助会費(個人及び法人加入) 500円以上10,000円未満
 - 特別会費(個人及び法人加入) 10,000円以上
 - 団体会費(社会福祉法人、福祉関係団体等) 6,000円以上

*** マイクロバス使用の際は、団体会費 10,000 円以上とします。**

- (2) 地区福祉推進委員長会議の開催(6月予定)

社会福祉協議会をご理解いただき会費募集へご協力いただくとともに、事業や地区福祉

活動を推進するため、地区福祉推進委員長会議を開催します。

(3)会費募集の周知

「社協だより」やホームページ等を活用しながら地域住民からの社会福祉協議会への理解を推進し、会費の募集を図ります。

3. 関係諸機関との連携

(1)大河原町民生委員児童委員協議会との連携

地域住民ニーズの把握や相談援助活動など、民生委員・児童委員協議会と連携し、地域福祉活動の推進を図ります。

(2)宮城県社会福祉協議会等の関係機関との連携

宮城県社会福祉協議会、県南地域社会福祉協議会連絡会、仙南地区社会福祉協議会連絡会において、情報交換を密にしながら様々な社会福祉協議会事業の協力や連携を深め、福祉活動の推進を図ります。

4. 共同募金事業への協力・・・R7予算額 共同募金配分額計3,598千円

宮城県共同募金会大河原町共同募金委員会の実施する共同募金運動へ協力し、共同募金配分金(赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の推進)を財源とした事業を実施します。

番号	事業名	配分額
(1)	広報紙「社協だより」やホームページなど広報事業	1,000千円
(2)	障がい者等移送支援事業	156千円
(3)	生活相談所事業	220千円
(4)	一人暮らし高齢者「非常持ち出し袋」配付事業	150千円
(5)	支え合い助け合えるボランティア活動助成事業	150千円
(6)	ふれあい・いきいきサロン推進事業	400千円
(7)	たんぽぽ食堂事業・フードパントリー事業	252千円
(8)	ブックスタート事業	200千円
(9)	フードバンク事業	70千円
(10)	災害ボランティアセンター事業	100千円
(11)	コミュニティカフェ事業	150千円
(12)	地区のつながりづくりに役立つ備品等の整備助成事業	750千円

地域福祉活動事業部門

1. 広報事業・・・R7予算額 2,012千円

本会の各種事業や地域での福祉活動を広く住民に情報提供し、社会福祉への理解を深めるため、様々な媒体を活用した情報を発信します。

(1)「社協だより」の発行

本会の広報誌「社協だより」を年4回発行し全戸配付する。紙媒体の特性を活かして高齢者などに見やすくわかりやすく福祉の情報を伝えます。

***令和6年度実績 5月15日、8月15日、11月15日、2月15日の4回発行**

(2)ホームページの活用

インターネットでの広報活動は、ホームページを中心に設計し、常に新しく、有益な情報の

提供を行います。

(3) SNSの活用

フェイスブック等を活用し、個人情報の取扱いに留意しながら幅広い世代へ迅速かつ広範囲な情報提供を行います。

2. 障がい者等移送支援事業・・・R7予算額 485千円

(1) 福祉車両貸出事業

高齢者や障がい者の移動手手段の確保や社会参加の促進及び介護や移動等の支援者の負担軽減を図るため、車いす搭載型の車両(福祉軽車両、福祉ワゴン車)を貸し出します。

利用料は、これまで燃料実費負担としていたが、保険料の掛金額が増額したため、以下のとおり利用者に負担を求めることとします。(令和7年4月1日から)

福祉軽車両:保険料(1回)200円 福祉ワゴン車:保険料(1回)400円

***令和6年度実績 延べ44件**

3. 福祉用具貸出事業・・・R7予算額 480千円

(1) 福祉用具貸出事業【昭和60年度事業開始】

介護の必要な高齢者や障がいのある方などに、介護ベッド、車椅子等を貸出し、利用者の利便を図るとともに、介護者の負担軽減を図ります。

なお、令和6年度に購入した新しい福祉用品について、利用料を以下のとおり改正します。

① ベッド 月300円 → 月500円 1ヶ月以上使用で本体クリーニング4,500円

② 車いす 月300円 → 月500円 1ヶ月以上使用で本体クリーニング2,000円

③ 歩行器 月100円 → 月300円

④ 四点杖 月100円 → 月300円

***令和6年度実績 156件(ベッド35件・車椅子95件・歩行器20件・杖6件)**

(2) チャイルドシート等貸出事業【平成25年度事業開始】

子どもの安全と子育て世帯への支援として、チャイルドシート・ジュニアシートを貸し出します。

***令和6年度実績 延べ37件**

4. おもちゃの図書館「パオ」事業【平成17年度事業開始】・・・R7予算額 105千円

障がい児・者や発達のお子さんとその家族、地域の支援者が地域での居場所や、気軽に相談できる関係づくりを目的として、安心して交流できる場を提供します。

なお、令和7年度は障がい児や発達のお子さんならびにその家族の参加を促進し、適切な相談利用へつなげるため、地域活動支援センター福祉作業所さくらを会場とした平日放課後の集いの場を新たに開設します。

***令和6年度実績 5回開催、参加人数56名**

5. 地区福祉推進事業

(1) 各行政区における地区福祉活動の推進

各行政区に地区福祉推進委員(委員長は区長)を委嘱し、地域のボランティア等と協力し、高齢者との交流会や見守り福祉の学習会等、幅広い地域福祉活動を展開します。

(2) 各行政区への地区福祉活動推進給付金の実施【平成5年度事業開始】

各行政区で募集した本会への賛助会費、特別会費総額の1/2を還元(助成)し、地区での福祉活動の継続と活性化を図ります。

***令和6年度実績 地区への助成総額 1,701千円**

(3) 地区福祉活動推進研修会の実施【平成21年度事業開始】

住民主体の地域福祉活動の活性化と本会の理解を深めていただくために、地区福祉推進委員などを対象に研修会を開催します。

***令和6年度実績** テーマ「地域を支えるアクティブシニアを目指して」

講師 福島学院大学福祉学部福祉心理学科 日下輝美教授

期日 令和6年11月29日 77名参加

(4)マイクロバス利用運行事業【平成17年度事業開始】

地域における福祉活動の活性化や住民の結びつきの強化を目的として、地区や地区のサロン等の行事や研修会に活用できる、本会所有のマイクロバスを運行(貸出し)します。

令和6年12月に(前)マイクロバス(ニッサン)が故障し廃車処分にしたことから、その後のバス導入について検討した結果、令和7年1月に、新規の(中古)マイクロバスをリースしました。本年度にもこれまでと同様に貸出しします。

***令和6年度実績** 団体31回貸出

(5)軽トラック貸出事業【平成12年度事業開始】

団体や行政区等を対象に、資源回収や清掃作業等の地域福祉活動を支援するために軽トラックを貸出します。

***令和6年度実績** 32回貸出

(6)地区のつながりづくりに役立つ備品等の整備助成事業【令和4年度事業開始】

地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図るため、行政区を対象に活動に必要な備品等の整備に対し上限20万円の助成を行います。

令和7年度は助成金として95万円を予定しています。

***令和6年度実績** 地区へ助成金総額 876千円

(7)各福祉団体の事務局支援

福祉関連団体の自主的な活動の側面支援として、以下の団体の事務局機能を受託します。

※大河原町民生委員児童委員協議会

※大河原町身体障害者福祉協会

※大河原町老人クラブ連合会

※大河原町ボランティア連絡会

6. コミュニティカフェ事業【平成29年度事業開始】・R7予算額 300千円

年齢や子育て中などの状況や住んでいる地域などにとらわれることなく、誰もが気軽に集い、交流できる場として、コミュニティカフェ「リアン」を開店します。

本年度は、町で推進する「重層的支援体制整備事業」と連携し、ひきこもりなどで孤立しつつある人等の居場所や社会的なつながりが出来るような「場づくり」を強化します。

また、本事業に関連し「オープンカフェ」などの福祉イベントの開催も予定します。

***令和6年度実績** 利用人数延べ 454名

7. たんぽぽ食堂事業【平成30年度事業開始】・R7予算額 450千円

「たんぽぽ食堂」事業は、子どもの健全育成と子育て世帯の支援を主な目的として、子ども食堂事業とフードパントリー事業を展開します。

(1)子ども食堂事業

現在、一般的な「子ども食堂」は、地域の誰もが利用できる場として広がっています。本会の子ども食堂「たんぽぽ食堂」では、コロナ禍以降現在も「お母さんカレー(弁当)」を配付しています。このことから、会食スタイルでの子ども食堂の再開や地域の誰もが気軽に参加できるような「あなた食堂」づくりの検討を進めます。

加えて、民間ボランティア団体などの自主的な子ども食堂の運営・活動支援のほか、新たな団体や事業の立ち上げのために研修会や財政的な支援も実施します。また、本事業に関連した福祉イベントの開催も予定します。

なお、令和6年度は以下の子ども食堂の立ち上げや食材提供等の支援を行いました。

- ① 「ひまわり亭」金ヶ瀬地区、
- ② 「うらにわ子ども食堂」福田地区
- ③ 「稲穂亭」上谷地区、南小学校学区

***令和6年度「たんぼぼ食堂」実績 利用人数延べ594名**

事業の一環として、令和6年8月6日に「たんぼぼ食堂サマーカレーフェスタ」を開催。

(2)フードパントリー事業

たんぼぼ食堂の「フードパントリー事業」は、登録された母子家庭などに対する生活支援として、下記フードバンク事業等でいただいた食品や日用品などを、定期的(2カ月に1度)に配付します。

***令和6年度実績 フードパントリー7回 支援件数 377件、7年度計画6回**

8. フードバンク事業【平成27年度事業開始】・R7予算額 110千円

フードバンク事業は、多くの皆さまや協定を結んでいる事業者などから、食料品、季節に応じた野菜などを一括して受け入れます。

受け入れた食料品などは、①上記の「フードパントリー」で配付、②生活に困っている世帯(人)に対する緊急的な食料支援、③町内子ども食堂などへの食材提供、として活用しています。

なお、②緊急的な食料支援を行う場合は、利用者の生活状況や困りごとの聞き取りなどの相談も実施しています。

***令和6年度実績 フードバンク受入件数77件 ②緊急食糧支援68件**

9. ふれあい・いきいきサロン活動推進事業【平成15年度事業開始】

高齢者等が引きこもらずに、地域で仲間づくりの輪を広げ、元気で暮らせるよう、自主的なサロン団体の組織化と活動を支援しながら、各地域のふれあい拠点づくりを推進します。

***令和6年度実績 13団体 助成金額年間合計 579千円**

7年度見込み 13団体 R7予算額 650千円

10. 一人暮らし高齢者「非常持ち出し袋」配付事業【平成17年度事業開始】

一人暮らし高齢者を対象に、民生委員児童委員協議会の協力のもと、災害時の備えとして非常持ち出し袋を訪問配付するとともに、高齢者の生活の現状や課題の把握にも役立てます。

***令和6年度実績47名、7年度見込み66名、R7予算額250千円**

11. ブックスタート事業～新生児等あったか事業～【平成16年度事業開始】

幼児のときから絵本に親しみ、母親やまわりの大人たちとふれあいながら、豊かな心を育むためのきっかけ作りとして、主任児童委員と連携し、4ヶ月児・1歳6ヶ月児健診の際に絵本を贈呈します。

***令和6年度実績 贈呈197冊(4ヶ月児82冊・1歳6ヶ月115冊)**

7年度見込み 贈呈234冊 R7予算額250千円

12. ボランティアセンター事業【平成7年度事業開始】

地域住民誰もが、いつでもどこでも気軽にボランティア活動できる環境づくりを目指し、そのためのしかけづくりやコーディネート機能の充実を図ります。

本年度は、町の「ボランティアセンター」として、災害ボランティアセンターの具体的な運営計画づくりも併せながら、新しい「ボランティアセンター」としての役割や機能などを整理し、再生にむけて具体的な事業にも着手することを目指しています。

(1) ボランティア活動の総合的なコーディネート

新しいボランティアセンターのあり方検討を含め、多様化するボランティアニーズや活動形態を収集把握し、ボランティア活動をしたい人、ボランティアを紹介してほしい人の調整を行います。また、ボランティア情報を広報やホームページなどで広く発信し、ボランティアをしたい方、求めている方双方への情報提供を行います。

地域福祉の担い手や身近な福祉活動・ボランティア活動に参加する人材を育成するため、講座や研修会を開催します。また、地域に出向いて、出前福祉講座も開催します。

ボランティアの普及、啓発にかかる活動を展開しつつ、現在の地域社会環境における、ボランティア(活動)の範囲、あり方などを整理しながら、ボランティア及び地域福祉の担い手の発掘とネットワーク化、そしてボランティア人材バンクのようなシステムの構築などについて、研究・検討を進めます。

(2) 福祉教育の推進

地域共生社会の理念を理解し、将来、大河原町や身近な地域を支える人を育成するため、様々な世代や立場にある人を知ることで豊かな心を育むとともに、子ども、高齢者、障がい者等すべての人々が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高めあうことが出来るよう、福祉教育プログラム(高齢者理解・障がい者理解・災害ボラ等)を町内小中学校等で実施します。

本年度は、より効果的な成果が期待できるよう、学校教育、生涯学習等の行政機関との連携強化も図ります。また、本事業に関連し「ボランティアスクール」などの福祉イベントの開催も予定します。

***令和6年度実績 福祉体験学習開催回数7回、7年度計画 開催回数7回**

(3) 有償ボランティア「よりそい・たい」事業の推進【令和2年度事業開始】

日常生活の中で、高齢者や障がい者の方などが抱える「ちょっとした困りごと」を住民相互の助け合いによって解決するため、必要としている人とボランティアしたい人をマッチングする、有償ボランティア助け合いサービス「よりそい・たい」事業を推進します。

なお、令和7年度は、介護保険サービスや民間企業の生活関連サービスとの関連に配慮しながら、利用料金を以下のとおり改正します。引き続きサービスの内容充実そして、利用者ボランティアの(人員)拡大などを図ります。

①利用料金 現行 30分あたり300円→改正後 変更なし

②ボランティア交通費 現行 0円→改正後 1回利用につき200円

③事務手数料 現行 0円→改正後 1回利用につき200円

(例)利用者負担額 30分利用の場合 700円 (①300円+②200円+③200円)

(例) // 60分利用の場合 1,000円 (①600円+②200円+③200円)

***令和6年度実績 利用件数38件、7年度計画 // 40件**

(4) ボランティアグループ・団体の育成支援

ボランティア連絡会等と連携しながら、ボランティアグループ・団体等が活動しやすい環境づくりとともに、新たなグループづくりに向けた育成・支援を行います。また、地域福祉を広く捉えて、さまざまな市民活動やグループ活動と連携・支援を推進します。

***支え合い助け合えるボランティア活動助成事業【令和6年度より改正実施】**

町内の高齢者団体、障がい者団体等が実施する事業に対する助成に加え、ボランティアセンター機能の再生と充実を目指して、その対象を行政区、任意グループ等まで拡大し、これらが取り組む新しいイベントやグループの運営費の支援、そして、新しいボランティア関連グループの立ち上げと運営、事業実施に係る支援(助成)を行ないます。

***令和6年度実績 支援団体 6団体、助成総額 122千円**

7年度見込 支援団体 9団体、予算額 300千円

13. 災害ボランティアセンター(災害VC)事業

大規模な自然災害等により本町が被災した時に、被災者の支援活動を展開する拠点として、行政や関係機関の協力を得ながら災害VCを設置し、ボランティアによる支援活動のコーディネートを行います。また、平常時においても、大規模災害を想定しつつ、災害VCの立ち上げと運営に必要な研修等を実施し災害時の対応に備えます。

本年度は、(通常の)ボランティアセンターとの関連づけを整理しながら、大規模災害発生後の町(災害対策本部)との連携、民生委員との協力体制のもと、災害VCの立ち上げのシミュレート、会場設定や職員の役割分担等について具体的に検討し、そのイメージを基に地域住民による災害VCへのボランティアの事前登録などについて検討を進めます。また、町の防災訓練等への参加も予定しています。

なお、他地域で大規模災害が発生した場合は、宮城県社協等からの派遣要請を受け、職員を被災地の災害VCへ派遣するなど、県内～全国規模での連携のもと被災地での支援活動を行います。

***令和6年度予算執行実績 119千円、7年度予算 300千円**

14. 生活相談所事業【昭和40年度事業開始】・R7予算額 400千円

日常生活上での悩み事や困りごとの身近な相談が受けられるように、生活相談員による相談活動を定期的に実施します。

相談日 毎週月曜日

時間 午前10時から午後3時まで

場所 大河原町福祉センター(相談室)2階

***令和6年度実績 相談件数7件**

○ 総合相談窓口の検討

令和7年度に取り組む相談事業は、本年度に設置する「指定特定相談支援事業所(障がい者等対象)」のほか、上記「生活相談所事業」、福祉資金にかかる相談、緊急的な食料支援時の聞き取り・相談など多岐にわたります。これらの相談の基本的な聞き取り項目(内容)等は共通するため、全職員が「ワンストップ」で対応し、その後に役場等の関連機関を含む最適な相談窓口・担当者に繋いでいくような、総合相談窓口の設置について、利用者側からの利便性などを考慮しながら検討を進めます。

○ 地域福祉まつりの検討

令和7年度に計画している福祉関連イベントは、コミュニティカフェ事業における「オープンカフェ」、子ども食堂「たんぼぼ食堂」事業におけるイベント、福祉教育事業における「ボランティアスクール」などがあります。これらのイベントは、個別でも開催できるようにそれぞれの事業で予算化していますが、町の推進する「重層的支援体制整備事業」とのタイアップにより「地域福祉まつり」の

位置づけで開催すれば、交付金(助成金)等の対象とすることが見込まれます。これを踏まえ、今後、各イベントの内容検討や実施時期の調整を行います。

受託事業・指定管理事業部門

1. 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)愛称「まもりーぶ」

【平成17年度事業開始】宮城県社会福祉協議会からの一部事務受託事業

認知機能に低下が見られる高齢の方や知的障がい・精神障がいのある方を対象に、福祉サービス利用に関する相談・助言や、生活支援員の定期的な訪問による日常的な範囲の金銭管理、生活変化の見守りを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

現在、宮城県社会福祉協議会では、市町村社協への委託業務(専門員業務)の拡大を検討していることから、引き続き移行の時期も含めて検討を進めます。

***令和6年度実績 利用者2名 利用回数延べ36回、7年度見込 利用者2名 利用回数延べ36回**

2. ミニデイサービス事業【平成12年度事業開始】大河原町からの受託事業。

高齢者が要介護状態になることを予防するため、毎週水曜日と木曜日に大河原町福祉センターを会場にして、通所式一般介護予防事業(個別方式)のミニデイサービス事業を実施します。

本年度は、マイクロバスのリース料、人件費の上昇を受け利用料を改正します。

***令和6年度実績 登録者 23名 年間開催 95回 利用者人数延べ941名の利用(見込)**

7年度計画 年間開催 96回 年間利用者950名(見込) 7年度予算 4,512千円

3. 認知症カフェ事業「カフェ木もく」

【令和元年度事業開始】大河原町からの受託事業。

認知症になっても住み慣れた大河原町で暮らしていくために、認知症の本人・家族、地域住民、支援する専門職等の誰もが参加し集える場として、認知症カフェ「カフェ木もく」を開設します。

***令和6年度実績 年間開催 48回 利用者人数延べ475名の利用(見込み)**

7年度計画 年間開催 48回 年間利用者480名 7年度予算 400千円

4. 生活支援体制整備事業(※別紙計画書参照)

【平成29年度事業開始】大河原町からの受託事業・R7予算額 7,300千円

地域で暮らす高齢者の生活支援や介護予防サービスの充実、そして介護予防のための高齢者の社会参加の推進を目的として、町全域を対象に生活支援に関するボランティア等の「地域資源」の発掘・養成を行うとともに、地域資源や地域間のネットワーク化を実施し、支援体制の充実・強化を図ります。また、本事業の情報を発信する広報誌「こんにちわあ〜」を年2回発行します。

5. 大河原町地域活動支援センター福祉作業所さくら運営事業(※別紙計画書参照)

令和6年4月～指定管理者として町から指定(第7期目)・R7予算額 16,480千円

福祉作業所さくらは、町が令和5年度より取り組む「重層的支援体制整備事業」に関連し、障がい者分野における相談支援体制の充実と強化が求められることから、6年4月より「大河原町福祉作業所さくら」について定める「大河原町障害者通所援護施設条例」を全部改正し、「大河原町地域活動支援センター条例」として施行されています。

これを受け、「障害者総合支援法」に基づく地域活動支援センターとしての機能、役割にも配慮

して、本年度より「指定特定相談支援事業所」を併設します。

資金貸付事業部門

1. 生活福祉資金貸付事業・R7予算額 95千円

【昭和33年度事業開始】宮城県社会福祉協議会からの受託事業。

経済的支援を必要とする低所得世帯及び高齢者・障がい者世帯等に必要な資金の貸付を行います。資金借受人、希望者に対する相談・援助により適切な利用を図ります。また、広報紙等により福祉資金貸付事業に関する周知・啓発も実施します。

◎生活福祉貸付資金の種類

①総合支援資金、②福祉資金、③教育支援資金、④不動産担保型生活資金

*令和6年度 相談件数57件 貸付2件

2. 生活安定資金貸付事業【昭和43年度事業開始】独自事業・R7予算額 700千円

(本会事業)臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得世帯に対し、生活安定資金(小口資金)の貸付を行うとともに、相談援助による適切な利用を図ります。

また、生活保護申請者の初回の受給までの生活費等について、保証人なしで簡易に貸出しするような、新しい制度に関する検討を進めます。

*令和6年度 貸付0件

3. コロナ特例管理事務費事業・R7予算額 3,985千円

【令和5年度事業開始】宮城県社会福祉協議会からの受託事業

生活福祉資金相談員を配置し、コロナ特例貸付等の償還等の相談支援を行います。

* 上記の資金貸付事業については、町福祉課及び宮城県南部自立相談支援センターからの紹介により、相談に来るケースも多い。相談者については、資金の貸し付けに関するだけでなく、現在の生活状況や困りごとの把握等の相談事業を必ず実施しています。

実際に資金の貸し付けに至るケースは少数であるが、相談の結果、緊急の食糧支援の実施や町福祉課等の関連機関へつなぐなどの業務を実施します。

指定特定相談支援事業所部門

1. 指定特定相談支援事業所(開設・運営)事業【令和7年度新規】

令和6年4月から第7期目の指定管理者として本会が指定を受けた、大河原町地域活動支援センター(福祉作業所さくら)については、同時期に「障害者通所援護施設」から「地域活動支援センター」に町条例が改正されたことから、従来の授産施設(指導)を中心にしながらも、総合的な相談機能の強化が求められていました。

また、町で本年度より本格的に取り組む「重層的支援体制整備事業」にも関連し、本会で地域活動支援センター内に設置(設立)するのが、指定特定相談支援事業所です。

指定特定相談支援事業所とは、障害のある方などが、障害福祉サービスを利用するにあたって、相談や「サービス等利用計画(案)」の作成(支援)が出来る、町から指定された窓口(事業所)です。

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づき、障害者や難病患者に行われる、居宅介護や療養介護などの「介護給付」と自立訓練などの「訓練等給付」ですが、サービスを利用するためには「サービス等利用計画」を作成し、町に提出する必要があります。事業所には「相談

支援専門員」がおり、相談や計画作成を行います。これは介護保険サービスにおけるケアマネジャーのような存在です。

上記のほか、法律の違いから障害児に関する相談支援は別に定められています。本事業所では、通所サービス利用の「サービス等利用計画(案)」の作成(支援)も可能ですが、当面の間、障害福祉サービスの利用支援について取り組むこととしています。

「サービス等利用計画(案)」の作成や継続サービス利用に関するモニタリングには、基本報酬が支払われる(独自収入)があります。本事業所では、所長並びに相談支援専門員とも地域活動支援センターの所長並びに相談員が兼任しますが、所有者が町である「地域活動支援センター」とは別の(独立した)事業主体、事業所の設置が適切であるといえます。そのため、事業主体を本会とし、地域活動支援センターの指定管理事業とは別事業とし、本計画や経理規程(サービス区分等)において、新規事業として新たに設定するものです。

***令和7年度 予算額 164千円**

令和7年度大河原町生活支援体制整備事業実施計画

(事業概要と令和6年度の取組み)

生活支援体制整備事業は介護保険法第115条の45第2項第5号及び大河原町生活支援体制整備事業実施要綱に基づき、地域で暮らす高齢者の生活支援や介護予防サービスの充実、そして介護予防のための高齢者の社会参加の推進を目的として、町全域を対象に生活支援に関するボランティア等の「地域資源」の発掘・養成を行うとともに、これらの資源や地域間のネットワーク化を実施し、支援体制の充実・強化を図ることを目的としています。

本会では、平成29年から大河原町より事業を受託し、各種事業を推進している。令和6年度は以下の事業に取り組みました。

(1) ちょっとしたぼらんていあ活動研修会事業

地域の支え合いやボランティア活動に少しでも関心のある方を対象として、支え合いなどに関する基礎的な知識や情報、地域のボランティア活動などについての研修会を開催した。

令和6年10月18日(金)開催 参加者49名

(2) 「てくてくリーダー研修会」事業

高齢者等のフレイル予防と社会参加の推進を目的に、ウォーキング活動を推進するためのリーダーを育成する研修会を4回連続の講座で開催した。4回目の研修では「てくてく千本桜スポーツパーク」ウォーキングイベントのサポーターとして参加した。

**令和6年9月5日(木)、9月11日(水)、9月19日(木)、10月28日(月)開催
各回参加者6名**

(3) 「てくてく千本桜スポーツパーク」事業

60歳以上の町民を対象に健康づくりと社会参加の推進を目的に、講師を招きウォーキング会を実施した。地域で自主的にウォーキングに取り組んでもらえるように上記「てくてくリーダー研修会」修了者に参加してもらい、ウォーキングのグループ化についても推進した。

令和6年10月28日(月)開催 参加者28名

(4) 地域とつなげる、支援につなげる訪問(つなげ～る訪問)事業

地域において、日常生活に困難がみられるが介護認定を受けていないと思われる気がかりな単身高齢者等を民生委員等に選出してもらい、本会生活支援コーディネーターが担当民生委員、地域包括支援センター職員と同行訪問した。

生活状況を確認し必要な介護保険サービスや社協有償ボランティア、民間サービスへつなぐとともに生活支援サービスに関する情報を提供した。

令和6年7月3日(水)～10月2日(水) 訪問数23世帯24名

(5) 地域ぐるみの支え合い会議(協議体)運営

高齢者の社会参加を推進し、生活支援体制を充実させるために、生活支援コーディネーターや町職員、民生委員、生活支援を担うNPO団体などで構成される会議を開催した。

令和6年度3回開催 6月24日(月)、9月10日(火)、2月21日(金)

(6) 広報誌「こんにちわぁー」の発行

地域の皆さん(読者)が地域の支え合いを意識し、地域の行事やボランティアなどへの参加意欲が高まることを目指して、地域の支え合い活動の紹介や共生社会の周知を図る、生活支援体制整備事業の広報誌「こんにちわぁー」を発行し、全戸配付した。

令和6年度2回発行 7月12日(金)、1月15日(水)

(7)生活支援サービス事業所一覧作成配付事業

介護保険の認定を受けていない方でも利用できる生活支援サービスをまとめた冊子を作成し、訪問事業や高齢者が集まる高齢者への保険証交付説明会などで説明・配布した。

令和6年度配付部数 500部

(令和7年度の新たな取組み)

6年度の「つなげ～る訪問事業」における調査の結果、一人暮らしの高齢者が交流を持つのは主に親族に限られ、ご近所の方々と関わる機会が少ないことが明らかになった。この結果を受け、生活支援サービス情報誌「生活支援サービス事業所一覧」を改訂し、サロンや健康教室、つどいを目的としたカフェなど高齢者が参加できる場所をマップにした「つどいの場マップ」を追加した冊子を作成することにした。高齢世帯訪問などで説明配付し、生活支援サービスと同時に社会参加への情報提供を行う。

さらに、生活支援の支え合いを推進し、具体的な取組みに結びつけるために、サロン団体や老人クラブなどを対象として、地域住民が高齢者の生活支援を行っている先進的な団体を招き、事例報告を中心とした「(仮)地域ささえあい活動団体に学ぶ」研修会を計画している。

(令和7年度重点項目と事業概要)

1. つながりづくりと介護予防の推進

(1)～(仮)地域ささえあい活動団体に学ぶ～研修会の開催・前出のとおり

令和7年度 10月3日(金)予定

(2)地域ぐるみの支え合い会議(協議体)運営・継続

住民同士の支え合いや高齢者の社会参加を通じた介護予防の促進について、協議する。

令和7年度 3回開催 6月20日(金)、9月5日(金)、2月20日(金)

2. 生活支援の充実

(3)「生活支援サービス事業所」と「つどいの場」一覧作成・前出のとおり

既存の「生活支援サービス事業所一覧」に「つどいの場マップ」を追加して作成し、高齢者等(当事者)世帯や地域活動団体、ケアマネジャーなどに配付します。

令和7年度 500部作成

(4)広報誌「こんにちわあー発行」・継続

令和7年度 2回発行 (7月15日、12月15日)

3. 高齢者等への訪問支援(アウトリーチ事業)・継続、強化

(5)地域とつなげる、支援につなげる訪問(つなげ～る訪問)事業

地域において、気がかりな単身高齢者等を民生委員等に出してもらい、本会生活支援コーディネーター、担当民生委員、地域包括支援センター職員と同行訪問する。

令和7年度 これまでのフォローアップも含み35世帯を見込む(7月実施予定)

令和7年度 大河原町地域活動支援センター事業計画

大河原町地域活動支援センター福祉作業所さくら

大河原町社会福祉協議会指定管理受託事業(期間:令和6年度～令和8年度 3年間)

(事業理念)

利用者が明るく健康的な生活を送りながら、社会への適応訓練や各種の作業訓練を行い、社会生活への適応力を養うことを推進する。

(事業目標)

- (1) 町内の企業や地域住民の理解や協力を得て、利用者のできる様々な作業種目に取り組む。
- (2) 地域活動支援センターでできる作業種目の開発、創意工夫に努める。
- (3) 事業所や他の施設と連携を密にし、利用者や家族との共通理解を図り、より適切な職場や施設を紹介するなどの就労支援を行う。
- (4) 地域活動支援センターの役割を果たしながら、社会貢献を推進する。
- (5) 利用者、家族会、ボランティア会等関係機関と連携を図りながら、開かれたセンターを目指す。
- (6) 地域活動支援センターと相談支援事業を一体的に実施するため、指定計画相談支援を進める。

(事業内容)

- (1) 日常生活における基本的な生活習慣を体得させるための指導を行う。
- (2) 社会の集団生活に適応させるための訓練をする。
- (3) 社会参加するために必要な授産指導を行う。
- (4) 障害者総合支援法に規定する事業に関すること(障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進、その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する事業)を行う。
- (5) 地域活動支援センターの基礎的事業に加え、機能強化を図るため、地域生活支援事業として「地域活動支援センター機能強化事業」を行う。

(事業基本方針と運営)

利用者一人ひとりが安心して通所できる環境づくりに努め、利用者の自立に向けて職員は利用者の多様な特質をよく理解し、本人や家族と向き合いながら、日々の生活指導や作業支援にあたる。また、職員一人ひとりの資質向上を常に心がけ、内部での研修会の開催や関係機関との連携を積極的に進めていく。

- 1 生産活動の機会(利用者の希望、能力、適性等に応じた生産活動の機会の提供)
 - (1) 町内企業等からの受注作業の指導支援
- 2 創作的活動(利用者の希望、能力、適性等に応じた創作活動の機会の提供)
 - (1) 手作り創作品「さくらブランド」の推進及び指導支援
 - (2) 農園活動(ニンニク、ブルーベリー、綿など)の指導支援
 - (3) 行事と関連付けた看板やポスターづくりなどの指導支援
 - (4) 手作りワークショップの実施

- 3 社会適応訓練(安全な生活、日常生活における社会的自立に必要な知識や技能の習得を支援)
 - (1)交通安全指導、避難訓練(地震、水害)
 - (2)調理実習
 - (3)季節行事(お花見会、新年会など)
 - (4)秋季研修(古川方面)
 - (5)所外研修(近隣の就労支援施設、ケアサービス施設など)

- 4 機能訓練(レクリエーション、機能訓練を能力に応じて実施し、体力維持・向上を図りながら、日常生活動作を一つでも多く習得できるよう支援)
 - (1)空き缶・段ボール等の回収・分別作業指導支援
 - (2)朝のラジオ体操
 - (3)レクリエーション活動(所内、所外)
 - (4)環境美化作業(掃除、除草など)

- 5 社会との交流促進(地域の様々な活動に積極的に参加し、地域社会との交流を促進)
 - (1)大河原町身体障害者福祉協会会員との交流会(クリスマス交流会等)
 - (2)ボランティア感謝の会&交流会
 - (3)月1回(第3金曜日)の地活カフェ「ツインクル」の開催
 - (4)さくらカフェ&マーケット
 - (5)木曜体操(上谷地区)

- 6 家族会との連携
 - (1)地域活動支援センター行事への保護者参加やボランティア支援。
 - (2)オータムフェスティバルなどのイベントへの共同参加を図る。

- 7 福祉サービスの質の向上及び職員研修会の確保
 - (1)福祉サービスの質の向上を図るため、利用者アンケートの結果等を踏まえ、より一層の充実・改善を図る。
 - (2)利用者の安定した工賃の確保を図る。
 - (3)福祉環境が変化する中で、職員の質の向上を図るため県内施設と連携し、情報交換を図るとともに各種研修会に参加する。
 - (4)職員会議を通し、課題解決を図り、より一層の職員間の共通理解を図る。

- 8 ボランティアの受入推進
 - (1)地域活動支援センターの啓発活動を図り、ボランティアの新規加入に努める。
 - (2)地域活動支援センターの『ボランティア受け入れ実施マニュアル』を活用し、受け入れ態勢の充実と開かれた施設づくりを目指す。

- 9 実習生受入の推進
 - (1)中学校や特別支援学校の体験実習を積極的に受け入れる。
 - (2)社会福祉士等の資格取得のための実習生等を受け入れる。

10 広報啓発の推進

- (1)リーフレットの作成やホームページへの掲載、「社協だより」の地域活動支援センターコーナーの活用などにより、町民の方々への理解と啓発を促す。
- (2)「さくらだより」の発行を通し、日ごろの様子を家族等に知らせる。

11 防災体制の整備

- (1)避難確保計画に基づき、年2回避難訓練を実施する。また、災害時における利用者の避難方法など、行政や社会福祉施設等と連携を図り、準備・検討する。
- (2)災害時における『職員災害行動マニュアル』の理解を図り活用する。
- (3)交通安全指導を適時行い、利用者の通所途中の交通安全を徹底する。

12 感染症予防対策

- (1)3密(①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面)に引き続き留意する。
- (2)マスクの着用については、適宜判断する。
- (3)室内の換気、消毒、手洗い、うがいを励行する。

13 その他

- (1)利用者及びその家族の高齢化への対応
- (2)「地域活動支援センター」としての周知